

県立高等学校における「いじめの重大事態」調査結果の概要について

1 事案の経過

- 県立高等学校1年生の男子生徒（以下「A」という。）が、野球部内でのいじめにより平成29年9月25日から不登校になり、転学（平成30年1月）に至った疑いが生じた。
- 県教育委員会は、平成30年3月に「いじめの重大事態」として、「県いじめ防止対策調査会」（以下「調査会」という。）に調査等を諮問した。
- 平成31年3月14日に調査会から調査報告書が答申された。

2 調査報告書(答申)の内容

(1) 調査の目的

- 調査会調査専門部会は、「いじめ」による重大な結果を防ぐにはどうすればよいか、同種の結果の再発を防止するにはどうすべきかを調査し判断するものである。
- 同種の事態の発生の防止のための調査である以上、結果の発生を防ぐことはできなかったという結論を出すことはない。

すなわち、些細なことなのに被害者の受け止め方に問題があるとか、被害者に非があるからといった理由で、結果発生はやむをえなかったとされることはないし、学校・教育委員会が結果発生防止のための措置をとらなくて良いということにもならない。

ましてや、被害者の保護者の対応如何で、結果発生もやむをえなかったとされることはないし、学校・教育委員会が結果発生防止のための措置をとらなくて良いということにもならない。

被害者側のこうした事情は、結果発生を学校にどれだけ負わせるか決めることを目的とする司法手続では問題視されることがあっても、結果発生防止を目的とする重大事態調査においては原則として問題とはならない。

(2) 認定した事実

- 複数の生徒が、Aが嫌がるあだ名でAのことを呼んでいたこと。
- BがAに故意に硬球をぶつけたこと及びこれによりAがうずくまり苦痛を表明したこと。
- 野球部員2年生数人が集まったときに、AをLINEのグループから外したこと及びこれによりAは苦痛を感じたこと。
- Aのスマートフォンの閲覧履歴を見てからかい、Aが嫌がっていたこと。

(3) いじめの認定

- (2)の事実は、「いじめ」と認定した。
- BがAにボールをぶつけた行為とLINEのグループからAを外した行為は、単発的偶発的なものではなく、野球部内におけるAに対する反感に起因する継続的差別的なものとして認められる。

(4) 不登校に至る経過

- Aの不登校・転学の原因は上記のいじめである可能性は否定できない。

(5) 学校の対応

- Aへの行為は、継続的差別的「いじめ」とみるべきところであるが、野球部顧問らの指導は、単発的偶発的な「いじめ」に対するものと同様の指導にとどまった。「いじめ」の原因となる差別構造に踏み込む必要があった。
- 保護者は、Aへの継続的差別的な「いじめ」を解消して部活動に参加できるように求めていたと考えられるが、学校はこうした保護者の意図について正確な理解を欠いていた。

(6) 県教育委員会の対応

- 「いじめ」とは捉えていなかった学校に「いじめ」としての対応を求めたことは適切であった。また、継続的な取り組みを含む方針を定めて対応しようとしたことは評価できる。しかし、対応方針について学校と協議（平成29年10月）した後は、学校（校長）任せといわざるをえない。
- いじめと認定した個々の行為について差別的な人間関係から生じているという認識が弱かった。
- Aの欠席が年間30日に達した平成29年10月23日までには重大事態調査に着手すべきであった。

(7) 学校及び教育委員会への提言

- 「被害者にも悪いところがある」「加害者に悪気はない」などの事由で「いじめ」として指導しないことがないよう、取り組みを進めることが求められる。
- 継続的差別的な「いじめ」の解決は難しいことを認識し、一度だけ全体に話をするなどの単発的な取り組みでの解決ではなく、なぜ「いじめ」が起こるのか、原因を一つ一つ解決するなど継続的な取り組みが必要である。
- いじめを受けた側の要求の意図を正確に理解するとともに、学校として「いじめ」の解決の道筋を示すなど適切に対応すべきである。
- 不登校に限らず、クリエイティブスクールなど支援を必要とする生徒については、本人及び保護者の同意を前提として、支援に必要な情報が高校に引き継がれるよう中学校に求めるべきである。